

特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施並びに運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス担当者

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス担当者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事は、不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する
- 4 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の統括責任者

(コンプライアンス担当者)

第5条 コンプライアンス担当者は、事務局職員事業担当者とする。

- 2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス施策の推進状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合は、この限りではない。

2 コンプライアンス担当者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当者を経由することができないときは、第1項の規定にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(懲戒等)

第7条 役職員が第6条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員の場合は戒告、辞職勧告、理事会への解職請求とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、停職、昇給停止及び懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事会の決議を受けて理事長がこれを行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、2025年6月19日から施行する。